告

示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要......

青森県石油コンビナー ト等防災計画修正の要旨

(防災消防課)

(経営支援課) ...

:

껃 끄디 公

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定....... 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... 生活保護法による医療機関の指定.....

同 同

三 \equiv

÷

右 右 右 右

同

平成十九年 第二千七百三十二号

右 右 右 右

同 同

月二十二日 (月曜日)

参男青 女少 共年 課同・ 右 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表... 第八次青森県職業能力開発計画の概要の公表......

同.....

(河川砂防課) ...] (開 発 課) ... / (学政・能力)

同同

: :

同 同

同

規

則

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月二十二日

青森県規則第三号

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

保高

課祉

: : :

同同

: :

三

政健 同策福

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 青森県青少年健全育成条例施行規則 (昭和五十五年三月青森県規則第六号) の一部

第六号様式の裏中

「第28条の2)知事は、この条例の施行に必要な限度において、図書類若しくは特 とができる る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させるこ これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係 くは広告物の管理者に対し、 定がん具類の販売若しくは貸付けを業とする者、興行を行う者又は広告主若し 報告若しくは資料の提出をさせ、 又はその職員に、

「第28条の2 Ś しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係る自動販売機等が存す 報告若しくは資料の提出をさせ、 知事は、 この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対 又はその職員に、 これらの者の事務所若

同同同同

: ÷

Ħ. Ħ.

2

興行を行う者

る土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者

- 広告主又は広告物の管理者
- 個室カラオケ営業を営む者
- に改める。 第15条の7に規定する古物商又は質屋

5

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附

則

示

青森県告示第三十六号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指

平成十九年一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

一四• 九• 一九	ー 五 の	原	市字	字薄	川町大	郡中	三二 北津軽郡中泊町大字薄市字沖原 一五の	内潟診療所
一手二・宍	_	郡東北町旭南三丁目二九六の二	旦	置	旭南	東北	上北郡	あさひクリニック
一亭・九・三	郡東北町上北南三丁目三二の一七五	$=\frac{1}{\sigma}$	旦	南三	上北	東北	上北郡	根守内科医院
	Ξ	郡東北町大字上野字南谷地三三	字南公	上野	大字	東北	上北郡	八十嶋診療所
平成パポー	_	郡東北町大字上野字南谷地三二	字南公	上野	大字	東北	上北郡	駒ヶ嶺診療所
廃止年月日	所	住	は	又	地	在	所	名称又は氏名

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

平成十九年一月二十二日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

内潟診療所	名称又は氏名
三北二津軽	所
部中治	在
町大	地
 軽郡中泊町大字薄市字沖原	又
市字油	は
原一	住
ー 五 の	所
平成三:	指定年月日

青森県告示第三十八号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に より公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成十九年一月二十二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

元平 · 成 · 四	目一の三二十一の三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	ースのぞみ	用特 具定福 売	目一の三二十一の三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	興機器商会 有限会社山
年月日	所 在 地	名称	類 b	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又は
指定	ビス事業を行う	事業所・ビ	ご居 ス宅 Dサー	9ービス事業者	指定居宅サ

青森県告示第三十九号

サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十 八条第二号の規定により公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条の規定により、次の指定居宅

平成十九年一月二十二日

青森県告示第三十七号

青森県知事 Ξ 村 申 吾

一 一 一 一 一 一 三	目二の二七 一丁	幸訪 問入浴和	介訪 護問 浴	三下野尻四八の青森市大字矢田	人和幸福 素祖 法
年月日	所在地	名称	類 t	所在地又は住所 主たる事務所の	氏名 称 又は
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ビス事業を行う	事業所・レージ	- 	指定居宅サービス事業者	指定居宅廿

青森県告示第四十号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

平成十九年一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

二平 二二三 三	井一四 大字藤崎字東村 南津軽郡藤崎町	里ふじさき 業所メープルの 学のできる。	二丁目二二の七弘前市大字藤代	ルの里 イストプ
年月日	所 在 地	名称	所 在 地	名称
指 定	業を行う事業所	居宅介護支援事業	護支援事業者	指定居宅介護

青森県告示第四十一号

五条第二号の規定により公示する。 介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条の規定により、次の指定居宅

平成十九年一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

医療法人	名	指定
南六会	称	居宅介護
丁目四の五二八戸市小中野一	所 在 地主たる事務所の	^匮 支援事業者
護支援事業に	名	居宅介護
業居 所宅 介	称	護支援事業を行る
丁目四の五 の五 の五	所在	業を行う
五中四野一	地	う事業所
一平 一 二 三 三	年月日	

青森県告示第四十二号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、次

平成十九年一月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

九• 1•10	青森市沖館五丁	業所うの護事	訪問 問 介 護 予 防	青森市沖館五丁	アライン ケ
元平 ・成 ・	 青森市南佃一丁	ースのぞみ	用予特 具防定 販福介 売祉護	 青森市南佃一丁	興機 器 高 社 山
年月日	所 在 地	名称	の [†] 種類 類し	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又は
指 定	グービス事業を	行き事業所	護	予防サービス	事指 業 者 護

公

告

青森県石油コンビナー ト等防災計画修正の要旨

ので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。 規定により青森県石油コンビナート等防災計画 (以下「計画」という。) を修正した 石油コンビナート等災害防止法 (昭和五十年法律第八十四号) 第三十一条第一項の

平成十九年一月二十二日

青森県石油コンビナート等防災本部本部長

青森県知事 Ξ 村

計画修正の趣旨

を行ったものである。 が、平成十年十二月の計画修正後に生じた情勢の変化に対応するため、所要の修正 計画は、昭和五十二年三月に作成し、 以後、随時修正を行ってきたところである

二 計画修正の主な内容

域における地震防災対策の推進を図ることとした。 を定め、海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難等、特別防災区 規定に基づき、計画中に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」 防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十六年法律第二十七号) 第六条第一項の 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (以下「海溝型地震」という。) に係る地震

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

県

報

森

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年一月二十二日

青

青森県知事 \equiv 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協金沢店

青森市大字浪館字泉川二〇の五

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目一の一

理事長 井筒智義

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

 \equiv 意見の概要

意見書の縦覧 県の意見なし

兀

2 青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

場所

申 吾

3

期間 平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年一月二十二日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市柳川二丁目四のニニー

ショッピングプラザおきだて

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

上北郡七戸町字原久保九五の三七

意見の概要

代表取締役

小笠原金哉

Ξ

県の意見なし

兀 意見書の縦覧

場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年一月二十二日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

Ξ

村

申

吾

県民生協はまなす館

青森市大字羽白字沢田三〇六の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義

Ξ

意見の概要

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

場所

2 期間

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ 同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

Ξ 村 申 吾

青森県知事

大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協ひまわり館

青森市浜館六丁目四の

= 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ナリタ

代表取締役 青森市桜川六丁目一二の四 成田勝雄

意見の概要

Ξ

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

場所

3

期間 平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

2

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘

兀

県 報 青 森 第2732号 (6) Ξ 兀 3 2 意見の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成十九年一月二十二日 意見書の縦覧 県の意見なし 時間 期間 午前八時三十分から午後五時十五分まで 平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。 青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 青森県知事

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

吾

Ξ 村 申

サンデー 浪岡店

青森市浪岡大字女鹿沢字稲本八一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

意見の概要

県の意見なし

意見書の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年一月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ 八戸市沼館四丁目七の一一二外

| 一 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一一二

代表取締役 三村裕

福田道路株式会社

2

新潟県新潟市川岸町一丁目五三の一

代表取締役 三浦克彦

 \equiv 意見の概要

県の意見なし

兀 意見書の縦覧

場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ 同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あやめ館

青森市大字三内字丸山一一の七

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

意見の概要 理事長 井筒智義

県の意見なし

兀 意見書の縦覧 場 所

1

2 期間

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あじさい館

青森市松原三丁目九の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

理事長 青森市大字羽白字沢田三〇一の一 井筒智義

意見の概要

県の意見なし

Ξ

意見書の縦覧

兀

場所

3

期間 平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) メガ弘前城東北店

弘前市大字城東北四丁目四の一〇

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

_

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

Ξ

意見の概要

(

兀 県の意見なし 意見書の縦覧

1 青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年一月二十二日から同年二月二十二日まで

時間

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、

弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

第八次青森県職業能力開発計画の概要の公表

第六項の規定によりその概要を次のとおり公表する。 八次青森県職業能力開発計画を定めたので、同条第三項において準用する同法第五条 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号) 第七条第一項の規定により第

平成十九年一月二十二日

森

青

青森県知事 Ξ 村 申 吾

第8次青森県職業能力開発計画の概要

計画策定の根拠

計画を策定する 職業能力開発促進法第7条の規定に基づき、職業能力開発に関する基本となるべ

2 計画の期間等

本計画は、平成18年度を初年度とし、平成22年度を最終年度とする5か年計画と

ω 計画のなのい

がら改善の動きが見られてきた 低迷の中で厳しい状況が続いてきたが、最近は、依然として厳しい中にも緩やかな 第7次計画が策定された平成13年度以降の経済・雇用情勢を見ると、 長引く景気

経 これまで地域経済社会の発展を担ってきた団塊の世代が退職時期を迎えるなど、 少子高齢化が進展する中で、労働力人口は減少を続けており、平成19年以

経済・雇用環境には構造的な変化が生じている

材を育成する取組みとして重要な位置を占めるものである すさではどこにも負けない地域づくりを目指している本県にとって、それを担う人 このような中で、労働者の職業能力の開発・向上を図っていくことは、 暮いしせ

福祉の向上を目指すものである とにより、労働者の職業能力の開発・向上を図り、地域経済社会の発展と労働者の 本計画は、経済・雇用環境の変化に対応した職業能力開発施策を展開していくこ

基本的な考え方

4

職業訓練の機会・内容の充実」 の強化」「企業における若年人材の育成・活用」「中高年失業者や障害者に対する を踏まえ、今後の基本的な方向性として「自立する人づくり」「若年者の職業訓練 **づくり」や産業・雇用を重点的に取り組むプロジェクトとして位置付けていること** り組むこととしている 新しい青森県づくりの基本計画である「生活創造推進プラン」においては、 「あおもり型産業創造に対応した人材育成」等に取

ととする。 以上の認識の下、本計画においては、以下の3点を柱とする施策を推進していく

- 地域産業の振興を担う人材の育成
- 企業における人材の確保・育成に向けた取組みの強化

2 \bigcirc

- 職業能力開発を通じた個々の労働者の質的向上
- 実施目標と施策の展開

5

実施目標 地域産業の振興を担う人材の育成

展させていくためには、地域産業の振興を担う人材の育成が必要となっている。 経済・雇用環境が依然として厳しい中で、本県の地域経済社会の活力を維持・発

様化する企業ニーズに柔軟に対応できる実践的な人材を育成する。 備を図るとともに、 このため、県立職業能力開発校の再編等を進め訓練内容の高度化や訓練環境の整 産業施策と連携を図りながら、 技術革新の急速な進展により多

県立職業能力開発校における指導体制

=

員の資質向上等により、 地域のニーズに的確に対応した訓練内容の設定や施設設備の整備、 職業訓練の充実を図る 職業訓練指

本県産業の状況・動向を踏まえた実践的技能者の育成

本県において推進している将来性の高い先端型産業や、ニーズが増加している

2

産業分野等に対応することができる職業訓練を実施する。

地域や産業界との連携による人材育成

3

な導入等、産学官連携による地域ニーズ・産業ニーズに即した人材育成を行う。 県立職業能力開発校においては、企業現場を活用した実習や外部講師の積極的

4 早期からのものづくり教育の推進

からの職業意識の形成とものづくりに対する意識の高揚を図る 技能体験教室の開催や学校教育現場における高度技能者の活用等により、 早期

5 技能の振興と社会的評価の向上

労働者の技能の向上を図るとともに、 技能が尊重され社会的に評価される気運

実施目標 企業における人材の確保・育成に向けた取組みの強化

県の産業の振興を図る上でも重要であるため、公共職業訓練はもとより、企業にお ケーション能力・問題解決能力といった基礎的能力も重視されている 様化する中で、専門職・即戦力としての人材が求められ、また、社会性・コミュ 経営の合理化、 のような中、企業において必要とする人材が円滑に確保・育成されることは本 事業変化への機動的な対応、競争力の強化等を背景に雇用形態が

 \equiv 公共職業訓練による基礎的技能の習得 ける人材育成の取組みを強化する。

母子家庭の母等就職困難者の就業可能性の拡大に向けた取組みを行う 公共職業訓練により、若年者の就業促進や中高年齢者の再就職支援、 障害者や

2 企業・団体における人材育成の推進

- る相談支援の実施により、企業・団体における人材育成を推進する 助成金制度等の活用による企業内訓練の促進や、キャリア形成・人材育成に関

3 公共職業訓練による在職者訓練の実施

技術を向上させる職業訓練を実施する 公共職業能力開発施設を活用し、企業が行う教育訓練の支援や、在職者の技能・

認定職業能力開発校における職業訓練の推進

|係機関の連携による取組みを行う 事業主団体等が運営する認定職業能力開発校における職業訓練を推進するため、

「ものびくじ」文化の継承と振興

5

今後人口が減少していく一方、団塊の世代の大量退職に伴い現場を支える熟練

に向けた取組みを支援する。 り、中核を担う若年者の現場への入職を持続的に確保するため、企業の技能継承 した技術・技能や管理能力が継承されずに失われてしまうことが懸念さている中 高付加価値製品等を生み出す上で不可欠な「現場力」の強化を図る必要があ

職業能力開発を通じた個々の労働者の質的向

実施目標

が相応しい職業能力を身に付けていくことが必要である の能力を十分に発揮し、 産業構造の変化や職業意識の変化、就業形態の多様化等が進む中で、 充実した職業生活をしていくためには、 労働者一人ひとり 労働者がそ

発的に職業能力開発に取り組むことができるよう多様な職業訓練受講の機会を提供 このため、 労働者が社会経験、 職歴、 適性、 生活状況等の個々の状況に応じて自

自己啓発の推進

9

能力開発・キャリア形成を推進する 講座情報の提供や給付金制度の周知等により、労働者自らの取組みによる職業

2 職業生活の多様化・長期化に対応した職業能力開発の実施 雇用・就業形態の多様化や高年齢者の継続雇用等の職業生活の長期化に対応し

た職業能力開発を実施する。

3 職業能力開発施策と就職支援施策との一体的展開

できるよう効果的な支援を行う。 との連携により、労働者一人ひとりが能力を十分に発揮しながら就業することが 職業能力開発施策とジョブカフェあおもりや公共職業安定所等の就職支援施策

県立職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の体制整備

6

職業能力開発校の体制整備を図る 本県の社会経済情勢を踏まえ、次の考え方により県立職業能力開発校及び障害者

県立職業能力開発校における訓練内容の高度化や機能、 職業訓練の質の向上を図るため校の再編統合を推進する。 施設・設備等の充実な

高卒課程については、 今後の高等学校卒業者数の動向も踏まえ定員を見直しす

中卒課程については、中卒者や高校中退者に対する訓練機会を確保する

踏まえ定員を見直しする 離転職課程については、 委託訓練の活用や雇用・能力開発機構との役割分担も

たので、 岩木川水系 青森県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。 五所川原県土整備事務所に備え置いて閲覧に供する。 平成十九年一月二十二日 平成十九年一月二十二日 同条第三項の規定により公表する。

性を踏まえ訓練内容の見直しを図る。 障害者職業能力開発校については、 障害者の自立支援の推進という施策の方向

名

称

X

間

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

たので、同条第三項の規定により公表する。 について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定め 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項の規定により、次の河川

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び

Ξ 村 申 吾

青森県知事

金 木 川	f	3
	乔	尔
右 左 岸		
道一五梁九五	上	
梁五川流番川 下番原端地原 流七市 先市 端地金 の金	流	X
先木 津木 の町 軽町	端	
津朝 鉄玉		
旧十川		
	下	88
の合流点	流	間
	端	

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定め 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項の規定により、次の河川

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び

青森県知事 Ξ 村 申

吾

蟹田川水系

上 流 端 下 流 端

	新		
新 城 川	城川水系	蟹田川	
一○番五地先 一○番五地先 一五番一地先 一五番一地先 上 一五番一地先		南股沢川の合流点	;
海に至る場所		海に至る場所	· ·

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)